

被扶養者の事業等所得届

被扶養者に事業・農林漁業・不動産所得（以下、事業等所得という。）がある場合、被扶養者認定上の所得は、所得税法上の所得とは異なり、その所得を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費に限りその実額を控除することができるため、1月から12月の1年を単位とし、確定申告書類等の内容により控除可能な必要経費を共済組合が判断することとなります。

事業等所得の収入金額（他に収入がある場合は全収入の合計金額）が所得限度額（１３０万円又は１８０万円）以上の場合、確定申告後速やかに、被扶養者認定上の所得判定関係書類（本書及び以下の提出書類）を所属所経由で共済組合へ提出してください。

共済組合の判定結果は、共済記入欄に記入し返送します。

所得限度額以上となった場合は、確定申告日で被扶養者取消となりますので、届出が遅延しないようご注意ください。

- ・ 太枠内：組合員が記入し必要書類を併せて所属所へ提出。
- ・ 所属所記入欄：事務担当者が提出書類を確認したうえで記入し、速やかに共済組合へ提出

届出日	R 年 月 日	所属所コード		所属所名	
組合員番号				組合員氏名	
被扶養者氏名・生年月日		(S・H・R 年 月 日)			
被扶養者の事業内容		☐ 農業 ☐ 林業 ☐ 水産業 ☐ 不動産業 ☐ 個人事業：具体的な事業内容			
事業所所在地 (不動産業・個人事業の場合)		☐ 自宅内 ☐ 自宅外：住所			
収入金額 (税等控除前の収入総額)		☐ 事業等：円 ☐ その他：円			
被扶養者認定上の事業 等所得必要経費申告額		円			
提出書類		☐ 確定申告関係書類（第一表及び第二表、収支内訳書又は決算書）の写し ※個人番号はマスキング ☐ 個別判定を要する必要経費がある場合は当該領収書の写し 領収書件数 件			
所属所記入欄		所属所受付日：令和 年 月 日 事務担当者氏名： 連絡先電話番号：			
共済記入欄	共済組合判定結果	必要経費合計額：円 被扶養者認定上の所得金額：円 ☐ 所得限度額内 ☐ 所得限度額以上 ※被扶養者取消申告してください。			

【必要経費の判断について】

- ・ 確定申告の主な経費科目について、被扶養者認定上の必要経費の認否は裏面のとおりです。
- ・ 裏面の表は原則的なものであり、その他、業種・経費の内容等を確認したうえで判断します。
- ・ 支出内容が事業用と私用の兼用で、確定申告の経費として事業用を按分で計上しているものは、被扶養者認定上は控除できません。

【個別判定を要する必要経費について】

- ・支払金額及び支払内容の確認できる領収書等の写しを添付してください。
- ・領収書等に品名の記載がない場合は、当該写しの余白に品名等を記入してください。
- ・領収書等が10件以上ある場合は、別紙「個別判定を要する必要経費一覧表」を作成し添付してください。
- ・必要経費の控除の認否については、所得限度額内と確認できる範囲までのみ判定することとします。

被扶養者認定における必要経費の判断について

確定申告の主な経費科目について、被扶養者認定上の必要経費の認否は次のとおりです。

〔留意事項〕

- ・凡例：「○」＝控除可、「△」＝事業内容等により個別に判断、「×」＝控除不可。
- ・原則的なものであり、その他、業種・経費の内容等を確認したうえで判断します。
- ・支出内容が事業用と私用の兼用で、確定申告の経費として事業用を按分で計上しているものは、被扶養者認定上は控除できません。

〔事業所得〕

科目	認否
売上原価	○
給料賃金	○
外注工賃	△
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	△
水道光熱費	△
旅費交通費	×
通信費	△
広告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	○
消耗品費	△
福利厚生費	×
雑費	×

〔農業所得〕

科目	認否
租税公課	×
種苗費	○
素畜費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	△
修繕費	○
動力光熱費	△
作業用衣料費	×
農業共済掛金	×
減価償却費	×
荷造運賃手数料	△
雇人費	○
利子割引料	×
地代・賃借料	○
土地改良費	○
雑費	×

〔不動産所得〕

科目	認否
租税公課	×
損害保険料	×
修繕費	○
減価償却費	×
借入金利子	×
地代家賃	△
給料賃金	○
雑費	×